

5 決算審査

知事からの審査依頼に基づき、決算の数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的に行われているかなどを審査しました。

1 出納長所属各会計

出納長所属各会計（一般会計及び18の特別会計）の平成16年度決算については、**歳入歳出決算の計数は誤りのないことが認められましたが、財産に関する調書の一部に公有財産の登載等の誤りが11局で21件認められました。**



決算書（左）と決算附属書類（右）

決算全体については、**4件の意見**を付しました。引き続き厳しい財政状況の中で、都民の負託に積極的に応えていくために、**内部努力や施策の見直しの徹底等**により、スリムで効率的な執行体制を確立し、**財政構造改革を一層進めていくよう求めました。** 収入未済額は、約1,314億円（平成16年度決算）で依然として非常に多額であることから、各局において、一層**積極的な回収に取り組むよう求めました。** 平成18年度からの複式簿記・発生主義会計の導入に備え、財産管理に従事する**職員の意識の向上、チェック体制の確立などを求めました。** 金融情報の収集分析に努め、**安全かつ効率的な資金運用を求めました。**

また、各局で所管する**事業**については、**3件の意見**を付しました。

主な意見は、次頁のとおりです。





生体の搬入に伴う廃棄物について応分の負担を求めるべきもの

中央卸売市場（食肉市場）では、牛などの生体の搬入やと畜解体作業によって発生する廃棄物（おが屑、畳、わら、腹ふんなど）の運搬処分を行っている。



東京都中央卸売市場食肉市場センタービル

しかし、このうち、おが屑、畳、わらは、と畜解体作業によって発生するものではなく、生体の搬入に伴って発生するものであることから、市場は、**生体の搬入事業者にも応分の経費負担**（平成16年度：約312万円（監査事務局試算））を求められたい。

（【意見】中央卸売市場(と場会計)）



2 公営企業各会計

公営企業各会計（11会計）の平成16年度決算については、**会計処理の誤りが11件(7会計)**ありました。これらを除いて、**経営成績及び財政状態を適正に表示**していると認められました。

また、10会計に対して**事業運営について10件の意見**を付しました。

主な意見等は、次頁のとおりです。



(1) 事業運営について



東京都病院会計について

平成16年度の病院事業は、普通病院8、小児病院2、精神病院2の計12病院において、病床数6,121床の施設規模により運営され、年間延べ患者数は、入院で196万5,133人、外来で242万2,105人となっている。

これを前年度と比較すると、入院では9万9,172人、外来では23万6,127人それぞれ減少している。これは主に、大久保病院が財団法人東京都保健医療公社へ移管（以下「公社移管」という。）されたことによるものである。

収支状況は、総収益1,423億余円に対し、総費用1,421億余円で、差引き2億余円の純利益となっている。また、資金状況は、4億余円の当年度資金不足を生じ、累積資金剰余額は185億余円となっている。

当年度の経営状況を平成15年1月に策定した**財政計画**（平成15年度～平成19年度）との比較で見ると、表1のとおり、純利益では計画を達成しているものの、病院の主たる医業活動などから生じる**経常損益では計画を26億円下回っている**。



都立病院改革実行プログラム

病院経営本部は「都民に対する『行政的医療』の適正な提供」と「患者中心の医療」を実現するため、都立病院改革実行プログラムを平成15年1月に策定し、経営革新や再編整備などを推進していくこととしており、平成16年度においては、同プログラムに基づき電子カルテの導入や大久保病院の公社移管などを行っている。

しかし、病院事業の経常損益は財政計画を下回っており、**今後も経営改善の推進に努めていく必要**がある。

(表1) 収益的収支計画実績対比表

(単位：億円)

区分	経常自己 収益	一般会計 繰入金	特別利益	総収益	経常費用	特別損失	総費用	経常損益	純損益
計 画	1,088	376	0	1,464	1,464	0	1,464	376	0
実 績	1,018	370	34	1,423	1,420	1	1,421	402	2

(注) この表における経常損益とは、経常自己収益から経常費用を控除したものである。

(2) 会計処理について



施設整備費(資本的支出)で支出すべきもの

水道局は、配水小管新設工事(墨田区墨田四丁目55番地先から56番地先間)を施工し、設備補修費(収益的支出)で支出しているが、区道敷の103.5mに布設した部分(工事費約1,100万円)については、**新たに布設したものであることから、施設整備費(資本的支出)**として支出すべきである。

(【指摘事項】水道局)

6 住民監査請求に基づく監査

都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて監査しました。

平成17年は、14件の請求がありました。このうち、地方自治法に定められている**住民監査請求の要件を備えていると認められた3件について監査を実施しました。**

この3件については、請求人の主張に理由がないものとし棄却しましたが、2件については、**一部意見を付しました。**

